

# 宮崎市民プラザにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

## 【 ギャラリー・会議室・学習室・和室・練習室 利用者用 】

令和2年6月19日策定  
令和2年12月1日改定  
令和3年12月1日改定

### 基本的な感染防止策

- 正しいマスクの常時着用  
※マスク使用時は鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること。
- 手指の消毒や手洗いの徹底
- 大声を出さないこと、咳エチケットの徹底
- 相互の社会的距離の確保
- 常時換気の励行
- 厚生労働省の接触確認アプリCOCOAのダウンロードや宮崎市コロナ通知システムの登録(QRコード読み取り等の推奨)
- 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合の自宅待機措置
  - ①咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
  - ②PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - ③過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴や当該在住者との濃厚接触がある場合等

### 事前調整における感染防止策

- 出席者・参加者等が多数になることが見込まれる場合は、宮崎県・宮崎市において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討してください。
- 配慮が求められる出席者・参加者等、障害者や高齢者、ワクチン未接種年齢層等については事前に対応策を検討してください。また、ワクチン未接種年齢層や高齢者、持病のある方が多数参加・出席すると見込まれる場合は、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 出席者・参加者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、対応する際の不織布マスク、手袋等の備品を準備してください。

### 会場内等における感染防止策

- 会議室等内の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を徹底するとともに、出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、入退出時の利用を周知してください。なお、消毒液に不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
- 会議室等内では、ワクチン接種の有無に関わらずマスク着用を必須とし、未着用出席者・参加者等に対しては配布・販売等や、個別に注意等を行うことで着用を徹底してください。特段の理由なく、マスク着用の指示に従わない場合は、入室を拒む等の対応を検討してください。

### 出席者・参加者等に関する感染防止策

- 来館前の検温の要請とともに、出席・参加等を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。
- 参加者・出席者等の自己検温だけでなく、申請者・主催者側でも入室時に検温等の対策を講じてください。

### 感染拡大への防止策

- 申請者・主催者側は、出席者・参加者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間(概ね1ヶ月間)保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。なお個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- 発生した感染者等(含む同居者等)の情報は要配慮個人情報となるため、その取り扱いに十分注意してください。
- 感染が疑われる者がいた場合は、速やかに市民プラザへ連絡し、対応を協議してください。

### 収容定員について

ギャラリー	イベントで使用	原則として、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、国や宮崎県・宮崎市の対応方針に従ってください。
	上記以外で使用 (会議、研修、打合せ等)	大声での発声が伴わない使用については、室内の常時換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。一方で、条件が担保されない場合は、定員を制限してください。なお、必要に応じて、二酸化炭素モニターの使用(換気の目安として濃度1000ppm以下)も有効です。
会議室(大・中・小①②)、学習室、和室、練習室①②		

本ガイドラインは、政府及び専門家の助言を踏まえ、全国公立文化施設協会が策定し、市民プラザにおけるガイドラインとして定めたものです。そのため、本ガイドラインの内容は、今後の感染の動向のほか、国の対処方針の変更や専門家の知見等により、必要に応じて適宜改訂を行うものとなります。皆様のご協力をお願いいたします。